

令和3年度 第1回杵築市農業委員会総会議事録

令和3年4月7日 水曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター 2階
会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	二宮 茂	2番	阿部 一郎	3番	吉岩 一三
4番	藤松 美潮	5番	宇留嶋 雄蔵	6番	手嶋 辰三
7番	金高 奉宣	8番	倉永 信裕	9番	江藤 由之助
10番	藤原 通弘	11番	佐々木 福司	12番	小田 敏春
13番	豊田 敏夫	14番	木村 房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

大内	河野 次見	北杵築	一宮 次男	豊洋	矢野ひさ子
東山香	本林 正				

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	清原 浩徳	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主任	田邊 憲佑	農地・管理係主任	竹中 咲希

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 1号	農地法第3条の申請について
議案第 2号	農地法第4条の申請について
議案第 3号	農地法第5条の申請について
議案第 4号	非農地証明願いについて
議案第 5号	農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について
議案第 6号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 7号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について
報告第 1号	農地法第3条第1項許可の取消しについて
報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用借地権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和3年度第1回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>(9時38分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、■■■■委員と、■■■■委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より■■■■並びに■■■■を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第1号から議案第7号までの7議案15件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第1号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>改めまして、農業委員会事務局の■■■■です。よろしくお願いします。</p> <p>「議案第1号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。</p> <p>ア、所有権の移転。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■字■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■m²、合計■■筆の■■m²。譲受人の経営面積は、田■■a、畑■■a、計■■aです。理由といたしましては、管理が困難、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農地委員よりお願いします。</p>
■■■■ 委員	<p>説明をいたします。</p> <p>久しぶりに出席をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>ただいま説明のあったとおり、場所は、■■■■の山間部、■■■■の少し上にあります。■■■■さんの家の近くにありまして、申請地を購入し、利用したいというご本人の希望のようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■■ 委員	<p>■■■■農地委員のお話のとおりですが、付け加えますと、譲渡人の■■■■さんにつきましては、勤めをしている関係上、田畑の管理ができないということです。■■■■さんのお父さんの代から、譲受人の■■■■さんが、稲を植えたり、野菜を植えたりして、管理をしてきた土地です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、管理ができない状況です。今回、自宅近くの申請地を以前から耕作している譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■■さんの農地法第3条第2項</p>

	<p>に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号2番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、設立 年。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、ほか 筆、合計 筆の m²。譲受人の経営面積は、畑のみ a。理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>2番について、 農地委員より説明をお願いします。</p>
 委員	<p> 区担当の です。</p> <p>3月16日に、 農業委員と事務局職員で現地を確認いたしました。申請地は、 を 方面に向かい、 先を左折し、 kmほど進んだところにある土地です。</p> <p>譲渡人は さんで、以前から耕作している と話がまとまったようです。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>では、2番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
 委員	<p> 委員の説明のとおりでありまして、 年ぐらい作付をしていないような状況です。申請地を が買い取り、今後 を栽培したい意向です。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢で、農地管理ができない状態です。今回、申請地を以前から耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため、申請となりました。</p> <p>なお、 さんの所有農地は、これ以外に約 aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p> の許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、 の農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、番号3番、申請人、譲渡人、 区、 、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地になります、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、 地積 m²、合計 筆の m²です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 aです。</p> <p>理由といたしましては、高齢のため、相手方の要望であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>3番について、 農地委員よりお願いします。</p>
 委員	<p>3月17日に、申請者の さんの案内で、 と私、そして、事務局の さんと さんで現地を確認しました。場所は、 の の信号を右に曲がって kmほど上</p>

	<p>がったところです。■■■■のすぐ下になります。譲渡人の■■■さんは高齢のため、譲受人の■■■さんと話がまとまったようです。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>3番について、■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■■委員	<p>ただいま■■■農地委員が説明したとおりであります。ご審議のほどをよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢で、農地管理ができない状態です。今回、譲受人の農業用倉庫横で耕作の都合もよく、売買の話もまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、■■■さんの所有農地は、これ以外に約■■■aありますが、今後、順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>■■■さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第1号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第1号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第1号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第2号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の■■■です。よろしく願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>「議案第2号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、県知事に進達するため意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■区、■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■、地目、■■■、地積■■■m²、合計■■■筆の■■■m²。申請内容、一般住宅として。申請理由、■■■に伴い、居住地を収用されたため、申請地を含めて住宅を新築したい。こちらは第2種農地です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■農地委員より説明をお願いします。</p>
■■■委員	<p>3月16日に、■■■農業委員と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、■■■区で、■■■さんの家の前は■■■で、その前が■■■という場所です。■■■に伴い所有地を収用されたため、申請地を含めて住宅を新築したいとのことです。娘さんが帰ってくるそうです。よろし</p>

	くお願いします。
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	この件については、ただいま■■■農地委員がおっしゃったとおりです。■■■という ことで、用地が買収されまして、宅地まで壊されてしまいました。しかし、娘さんが帰ってこら れて、家を新築するということでもあります。宅地の中に、どうしても畑を入れなくてはならない ということになりました。どうかよろしく願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	土地所有者は長年この地に居住していましたが、■■■■に伴う用地として居住地 を収用されたため、申請地を転用し住居を新築する計画です。 立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であ ることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、 申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可できます。 代替地の検討も行いましたが、住み慣れた土地で暮らしたいという強い思いから、この地に決 したようです。この土地が農用地区域外農地であることの証明も提出されています。 一般基準です。申請地の北側は■■■及び■■■、南側、西側は■■■、東側は■■■にそれぞれ接し ており、営農上の問題はなく、農地所有者から転用に関する同意書が提出されています。 新築計画です。申請地に隣接する宅地を含めた■■■m ² の土地に、1階床面積■■■m ² 、約■■■坪の住 宅建築を計画しています。 排水計画につきましては、雨水・生活排水共に県道側溝へ接続予定です。生活排水は合併処理 浄化槽を経由します。排水に関し、各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。金融機関から発行された残高 証明書により確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準共に許可基準を満たしており、申請は許可相当と考 えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第2号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明 がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第2号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、 許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第2号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当 として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第3号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について、事 務局の説明を求めます。
事務局	議案書3ページをお開きください。 「議案第3号」「農地法第5条の申請について」農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申 請があったので、県知事に進達するため意見を求める。

事務局	<p>議案の前に、非農地証明書発行基準が変更となりました。基準の第4の5が削除となり、第2の5が新設されております。詳しくは、議案書送付時に同封した文書をご確認ください。</p> <p>では、議案に入ります。</p> <p>「議案第4号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者から提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■、■■■■。申請の土地になります、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■m²、合計■■筆の■■■m²です。申請地の状況は、雑種地です。転用又は耕作放棄された理由は、昭和■■年頃から傾斜地であること、後継者がいないことから耕作を放棄したということです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	<p>3月16日に、事務局、それから、■■■農地委員と私と現地確認をいたしました。現場は、■■■の少し上側に当たるところにあります。■■■さんは、昭和■■年頃から傾斜地であるからということで、放置されておりました。現在は、■■■の息子さんのところに転居されていて、自宅は今、空き家になっております。譲受人の親戚の方が草刈りをしていましたが、今後は管理できないということでございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を3月16日、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請地が現況となった理由は、傾斜地のため耕作が困難で、後継者もいなかったことによるもので、周囲の状況から見て、継続して耕作することが難しい状況です。</p> <p>申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当し、農用地区域外農地で、今後農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明書の発行が可能な土地であると考えられます。今後の予定についてですが、このままの状態管理するようです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第4号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第4号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第4号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第5号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>「議案第5号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について、平成28年8月30日付杵築市農業委員会告示第22号に基づき、下記の農地について区域指定をしてよいか意見を求める。</p>

	<p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。杵築市空き家バンク登録番号■■番、宅地地番、■■■■大字■■■■、宅地面積■■■■m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
■■委員	<p>3月17日に、事務局2名と■■■■農地委員と4名で現地確認いたしました。■■■■と■■■■■■■■■■を過ぎた三差路を■■■■kmほど南のほうに行った農地です。</p> <p>今回は、空き家に付随する区画整理がされた農地や、区画整理がされていない農地が■■筆あります。今回、申請が承認された後、来月に3条申請されると思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>指定期限について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>図面の3条位置図、「規則第17条第2項を適用する区域」をごらんください。</p> <p>空き家に付随した農地の所有権の移転については、これが14回目の案件です。空き家の場所は、星で囲んでいる場所です。</p> <p>農地の場所は、空き家の近くにあり、管理に関しては問題ないと思われます。申請者は高齢で管理が難しいため、今回の申請となりました。購入予定者は■■■■の方です。</p> <p>今後の流れとしては、総会許可後、区域指定の公告をし、来月以降3条申請を待つ形になります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第5号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。申請の農地を「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域」に指定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第5号」「農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について」は、申請の農地を区域指定することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第6号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>「議案第6号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求める。</p> <p>ア、利用権の設定。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、畑、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積はありません。</p>

	<p>以下、同じ申請人、設定期間、借人の経営面積があれば省略させていただきます。</p> <p>続きまして、番号2番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。設定期間は■■年新規で、借人経営面積は田のみ■■aです。</p> <p>続きまして、番号3番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■番、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>続きまして、議案書7ページをごらんください。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、合計■■筆の■■■■m²です。</p> <p>続きまして、番号5番、申請人、貸人、■■■■区、故■■■■相続人■■■■。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。</p> <p>続きまして、番号6番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²です。</p> <p>続きまして、番号7番、申請人、貸人、■■■■、故■■■■相続人■■■■。申請の土地になります、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■■、地積■■■■m²、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■m²。設定期間は■■年新規で、借人の経営面積はありません。</p> <p>次のページをごらんください。</p> <p>公益社団法人大分県農業農村振興公社に貸付けは、合計■■筆、22,846m²です。貸し手農家数は■■戸、借り手農家数は■■戸、利用権設定の面積は、全部で■■■■m²です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第6号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第6号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第6号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」は、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第7号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをごらんください。</p> <p>「議案第7号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 光長伸彦、借受人、■■■■、■■■■、設立■■年。対象農地は、大字■■■■の■■筆、■■■■m²です。</p> <p>続きまして、借受人、■■■■区、■■■■、■■歳。対象農地は、■■■■の■■筆、■■■■m²</p>

	(10時23分：終了)
--	-------------